

サービス管理責任者配置等加算に関する届出書（平成30年4月以降）
（生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練））

1 事業所・施設の名称			
2 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
3 サービス管理責任者の配置	有・無		
4 地域に貢献する活動の内容			有・無

備考1 「異動区分」、「届出項目」欄については、該当する番号に○を付してください。

2 ここでいう従業者とは、共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）又は共生型自立訓練（生活訓練）の指定を受ける指定児童発達支援事業所若しくは指定放課後等デイサービス事業所又は介護保険制度制度における指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者をいう。

3 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受け入れや活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」などをいう。

重度障害者支援加算に関する届出書（生活介護・施設入所支援）

1 事業所・施設の名称							
2 サービスの種類							
3 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了						
4 配置状況	1 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者 配置 2 強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）修了者 配置						
5 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者配置人数	<table border="1"><tr><td>生活支援員の数（全体）（a）</td><td>研修修了者の人数（b）</td><td>(b)/(a)</td></tr><tr><td>人</td><td>人</td><td>%</td></tr></table> <p>※ 生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者であること。</p>	生活支援員の数（全体）（a）	研修修了者の人数（b）	(b)/(a)	人	人	%
生活支援員の数（全体）（a）	研修修了者の人数（b）	(b)/(a)					
人	人	%					

注1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

注2 実践研修・中核的人材養成研修共に、研修修了者については修了証の写しを添付すること。

注3 「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者配置人数」については、実人数を記載すること。

注4 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）については、重度訪問介護従事者養成研修行動障害支援課程、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）については、行動援護従事者養成研修でも可。

個別計画訓練支援加算に関する届出書

事業所・施設の名称			
異動区分	1 新規	2 変更	3 終了

個別計画訓練支援加算（Ⅱ）の要件

	算定要件	確認欄
1 有資格者の配置等	(1) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者が配置されていること。	
	(2) (1)の従業者により、利用者の障害特性や生活環境に応じて、「応用日常生活動作」、「認知機能」、「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画を作成していること。	
2 個別訓練実施計画の運用	(1) 個別訓練実施計画に基づく支援が行われ、その内容や利用者の状態を定期的に記録していること。	
	(2) 個別訓練実施計画の進捗状況を毎月ごとに評価し、必要に応じて当該計画の見直しを行っていること。	
3 情報の共有・伝達	(1) 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を、当該指定障害者支援施設等の従業者間で共有していること。	
	(2) (1)以外の利用者については、必要に応じて、指定特定相談支援事業者を通じて、他の指定障害福祉サービス事業所等に訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。	

個別計画訓練支援加算（Ⅰ）の要件

	算定要件	確認欄
1	個別計画訓練支援（Ⅱ）の要件をすべて満たしている。	
2	支援プログラムを公表していること。	
3	SIMを用いた評価結果を集計し、公表していること。	

注1 事業所の種別に応じて「指定に係る記載事項」（付表）、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」及び組織体制図を添付すること。

注2 資格を証する書類の写しを添付すること。

注3 「個別計画訓練支援計画の作成に関わる者」等に変動が生じた場合は、本様式により速やかに届け出ること。

注4 加算を算定できなくなったときは、「介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書」により届け出ること。

就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 (就労移行支援サービス費(I))

施設・事業所名																				
定員区分	1	21人以上40人以下	就労定着率区分	1	就職後6月以上定着率が5割以上															
	2	41人以上60人以下		2	就職後6月以上定着率が4割以上5割未満															
	3	61人以上80人以下		3	就職後6月以上定着率が3割以上4割未満															
	4	81人以上		4	就職後6月以上定着率が2割以上3割未満															
	5	20人以下		5	就職後6月以上定着率が1割以上2割未満															
					6	就職後6月以上定着率が0割超1割未満														
			7	就職後6月以上定着率が0																
			8	なし(経過措置対象)																
前年度及び前々年度の就職後6月以上定着者の状況	就職後6月以上定着者数																			
		前年度 (年度)	前々年度 (年度)																	
	4月	人	人																	
	5月	人	人																	
	6月	人	人																	
	7月	人	人																	
	8月	人	人																	
	9月	人	人																	
	10月	人	人																	
	11月	人	人																	
	12月	人	人																	
	1月	人	人																	
	2月	人	人																	
	3月	人	人																	
合計	人	人	÷	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">利用定員数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前年度 (年度)</td> <td style="text-align: center;">前々年度 (年度)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table>		利用定員数		前年度 (年度)	前々年度 (年度)	人	人	合計	人	=	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">就労定着率</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px;"></td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </table>		就労定着率			%
利用定員数																				
前年度 (年度)	前々年度 (年度)																			
人	人																			
合計	人																			
就労定着率																				
	%																			

- 注1 就職後6月以上定着者とは、就労移行支援を受けた後、就労し、就労を継続している期間が6月に達した者(就労定着者という。)をいい、前年度及び前々年度の実績を記載すること(就労とは企業等と雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行は除くこと。)
- 注2 平成29年10月1日に就職した者は、平成30年3月31日に6月に達した者となることから、平成29年度の実績に含まれることとなる。
- 注3 就労定着率区分「なし(経過措置対象)」は、指定を受けてから2年間を経過していない事業所が選択する。ただし、2年目の事業所においては、1年目の就労定着者の割合に応じた区分で算定することも可能。
- 注4 就労定着者の状況は、別添「就労定着者の状況(就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書)」を提出すること。
- 注5 当該年度の利用定員が年度途中で変更になった場合は、各月の利用定員の合計数を12で除した数を利用定員とすること。
- (例) 4月から12月までの利用定員20人、1月から3月までの利用定員が30人の場合の利用定員
(20人×9月+30人×3月)÷12月=22.5人

就労定着者の状況
(就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書)

前年度及び前々年度に おける就労定着者の数

	氏名	就職日(年月日)	就職先事業所名	前年度又は前々年度において6月に達した日(年月日)	届出時点の継続状況
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					

注1 届出時点の継続状況には、就労が継続している場合には「継続」、離職している場合には「離職」と記入。
 注2 行が足りない場合は適宜追加して記入。

就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 (就労移行支援サービス費(Ⅱ))

施設・事業所名			
定員区分	1	21人以上40人以下	就労定着率区分
	2	41人以上60人以下	
	3	61人以上80人以下	
	4	81人以上	
	5	20人以下	
		2	就職後6月以上定着率が4割以上5割未満
		3	就職後6月以上定着率が3割以上4割未満
		4	就職後6月以上定着率が2割以上3割未満
		5	就職後6月以上定着率が1割以上2割未満
		6	就職後6月以上定着率が0割超1割未満
		7	就職後6月以上定着率が0
		8	なし(経過措置対象)
前年度の就職後6月以上定着者の状況	就職後6月以上定着者数		
	4月		人
	5月		人
	6月		人
	7月		人
	8月		人
	9月		人
	10月		人
	11月		人
	12月		人
	1月		人
	2月		人
	3月		人
	合計		人
		÷	前年度利用定員
			人
		=	就労定着率
			%

注1 就職後6月以上定着者とは、就労移行支援を受けた後、就労し、就労を継続している期間が6月に達した者(就労定着者という。)をいい、前年度の実績を記載すること(就労とは企業等と雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行は除くこと。)

注2 平成29年10月1日に就職した者は、平成30年3月31日に6月に達した者となることから、平成29年度の実績に含まれることとなる。

注3 就労定着率区分「なし(経過措置対象)」は、指定を受けてから3年間(就業年限が5年の場合は5年間)を経過していない事業所が選択する。

注4 就労定着者の状況は、別添「就労定着者の状況(就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書)」を提出すること。

注5 前年度の利用定員は、当該前年度における最終学年の生徒の定員数を記載すること。

就労定着者の状況
(就労移行支援(養成)に係る基本報酬の算定区分に関する届出書)

前年度における 就労定着者の数	
--------------------	--

No.	氏名	就職日(年月日)	就職先事業所名	前年度において 6月に達した日(年月日)	届出時点の継続状況
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					

注1 届出時点の継続状況には、就労が継続している場合には「継続」、離職している場合には「離職」と記入。
 注2 行が足りない場合は適宜追加して記入。

就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

事業所名		
人員配置区分	1. I型(7.5:1)	2. II型(10:1)
定員区分	1 21人以上40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上 5 20人以下	
評価点区分	1 評価点が170点以上 2 評価点が150点以上170点未満 3 評価点が130点以上150点未満 4 評価点が105点以上130点未満 5 評価点が80点以上105点未満 6 評価点が60点以上80点未満 7 評価点が60点未満 8 なし(経過措置対象)	
評価点の公表	インターネット利用	(公表場所) (URL)
	その他	

注1 厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号）に基づき評価点を算出すること。

なお、別添「就労継続支援A型事業所におけるスコア表（全体）」も併せて提出すること。

注2 評価点区分「なし（経過措置対象）」は、指定を受けてから1年度間を経過していない事業所が選択する。

注3 評価点の公表については、インターネットを利用した公表方法の場合は、公表場所と当該公表場所のURL等を、その他の方法による場合は、その公表方法を記載すること。

なお、公表していない場合は、減算となるので留意すること。

就労継続支援A型事業所におけるスコア表（全体）

事業所名	
住 所	
電話番号	

事業所番号	
管理者名	
対象年度	

(I) 労働時間	
①1日の平均労働時間が7時間以上	FALSE 点
②1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	
③1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	
④1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満	
⑤1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満	
⑥1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	
⑦1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	
⑧1日の平均労働時間が2時間未満	

(II) 生産活動	
①過去3年の生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賞金の総額以上	FALSE 点
②過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賞金の総額以上	
③過去3年の生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが前年度に利用者に支払う賞金の総額以上	
④過去3年の生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが前々年度に利用者に支払う賞金の総額以上	
⑤過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賞金の総額未満	
⑥過去3年の生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賞金の総額未満	

(III) 多様な働き方（※）	
①免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度 就業規則等で定めている	0 点
②利用者を職員として登用する制度 就業規則等で定めている	
③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律 就業規則等で定めている	
④フレックスタイム制に係る労働条件 就業規則等で定めている	
⑤短時間勤務に係る労働条件 就業規則等で定めている	
⑥時差出勤制度に係る労働条件 就業規則等で定めている	
⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度 就業規則等で定めている	
⑧傷病休暇等の取得に関する事項 就業規則等で定めている	
小計（注1）	0 点

(IV) 支援力向上（※）	
①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会 参加した職員が1人以上参加している	0 点
②研修、学会等又は学会誌等において発表 1回以上の場合	
③視察・実習の実施又は受け入れ いずれか一方のみの取組を行っている	
④販路拡大の商談会等への参加 1回以上の場合	
⑤職員の人事評価制度 人事評価結果に基づき定期に昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している	
⑥ピアサポーターの配置 ピアサポーターを職員として配置している	
⑦第三者評価 過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している。	
⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等 都道府県知事が適当と認める国際標準化規格が定めた規格その他これに準ずるものの認証を受けている	
小計（注2）	0 点

(V) 地域連携活動	
地域の事業者と連携した付加価値の高い商品開発、企業や官公庁等での生産活動等地域社会と連携した活動を行い、その結果をインターネット等により公表している	0 点

(VI) 経営改善計画	
経営改善計画の提出を求められていない。または、経営改善計画の提出を求められているが、指定された期日までに提出している。	-50 点

(VII) 利用者の知識・能力向上	
前年度において、就労継続支援A型事業所等が利用者の知識及び能力の向上に向けた支援を行い、当該支援の具体的な内容を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表している。	0 点

（※）8項目の合計点に応じた点数 （注1）5以上：15点、4～3：5点、2点以下：0点

項目	点数
労働時間	5点 20点 30点 40点 55点 65点 80点 90点
生産活動	-20点 -10点 20点 40点 50点 60点
多様な働き方	0点 5点 15点
支援力向上	0点 5点 15点
地域連携活動	0点 10点
経営改善計画	0点 -50点
利用者の知識・能力向上	0点 10点

合計

-50

点 / 200点

スコアの公表状況に関する届出書

法人名		
事業所名		
事業所所在地 (区市町村名)		
指定年月	令和 年 日	

【スコアの公表状況】

公表の実施時期	令和 年 日	
公表方法 ※該当する番号に○ を 記入して下さい	① 障害福祉サービス等情報検索ウェブサイト（WAMネット）	
	② 事業所のホームページ（TOPページ）	
	③ その他	
	③の場合は左記に 詳細内容を記載	
URL		

届出時点で未公表の場合、
左記に○を記入する

備考1 スコアは、障害福祉サービス等情報検索ウェブサイト（WAMネット）において公表することが義務となっています。最新の情報を掲載して下さい。なお、スコア表に関しては、障害者や地域の支援機関等の貴重な情報源になりますので、わかりやすい場所に公表いただきますようお願いいたします。

2 スコアの公表対象は、様式2-1「就労継続支援A型事業所におけるスコア表（全体）」及び様式2-2「就労継続支援A型事業所におけるスコア表（実績Ⅰ～Ⅳ、Ⅵ）」となっているため、部分的な掲載になっていないかご留意下さい。

3 スコアの公表については、都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる点にご留意下さい。

4 減算は、届出がされていない月から届出がされていない状態が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算する点にご留意下さい。

賃金向上達成指導員配置加算に関する届出書

1 事業所名		
2 異動区分	1 新規 2 継続 3 変更 4 終了	
3 人員配置	当該事業所に配置すべき従業者(最低基準)に加えて、常勤換算方法で1以上の配置があること。	有・無
4 計画作成状況	賃金向上計画を作成していること。	有・無
5 キャリアアップの措置	利用者の就業規則に将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが記載されていること。	有・無

注 賃金向上計画は経営改善計画書を作成している場合は省略することも可能とする。
ただし、計画の内容が現実的に達成する可能性があるのかどうかしっかりと確認すること。

就労移行支援体制加算に関する届出書

前年度における 就労定着者の数	人
--------------------	---

	氏名	就職日	就職先事業所名	前年度において 6月に達した日	届出時点の継続状況
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

注1 届出時点の継続状況には、就労が継続している場合には「継続」、離職している場合には「離職」と記入。
注2 加算単位数は前年度の就労定着者の数に利用定員に応じた所定単位数を乗じて得た単位数を加算することとなる。
注3 行が足りない場合は適宜追加して記載。

就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

■令和8年度報酬改定に伴う区分の届出届の提出について

令和8年6月に就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の基本報酬区分が変わります。就労継続支援サービス（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の事業所は、「令和8年4月・5月分の届出書」と併せて、「令和8年6月以降分の届出書」も提出してください。ただし、以下の①・②のいずれかに該当する事業所は、令和8年6月以降も「令和8年4月・5月分」の基本報酬区分が引き続き適用になるため、「令和8年6月以降分の届出書」の提出は不要です。

①今回届け出る区分（令和7年度工賃実績に基づく令和8年度の基本報酬区分）が「1万円以上1万5千円未満」「1万円未満」の場合

②令和6年度改定前後で区分が変わらない又は下がっている場合
《比較する月は、指定を受けた時期によって異なります。》

・令和5年4月以前に指定を受けた事業所

⇒「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない又は下がっている場合

【根拠書類：令和6年3月及び令和6年4月の基本報酬区分が分かる書類（別紙40）】

・令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所

⇒区分八が適用される経過措置期間によって、比較する月が異なります。

参考資料①で比較する月を確認してください。

【根拠書類：経過措置期間の最終月とその直後の基本報酬区分が分かる書類（別紙40）】

※令和6年4月以降に指定を受けた事業所は、令和8年6月以降新たな基本報酬区分の対象になります。（①に該当しない場合は、「令和8年6月以降分の届出書」を提出してください）

※根拠資料例：当該期間に届出済みの別紙40など

「令和8年6月以降分の届出書」	届出書の提出 ※該当する方に○をしてください	「必要なし」を選択した場合、下記□に該当する理由 (①・②のいずれか)を選択してください
	必要あり・必要なし	に該当するため

※「必要なし」の場合、①・②に該当することが分かる根拠書類を添付してください。

事業所名	
サービス費区分	1. 就労継続支援B型サービス費（Ⅰ） 4. 就労継続支援B型サービス費（Ⅳ） 2. 就労継続支援B型サービス費（Ⅱ） 5. 就労継続支援B型サービス費（Ⅴ） 3. 就労継続支援B型サービス費（Ⅲ） 6. 就労継続支援B型サービス費（Ⅵ）
定員区分	1 21人以上40人以下 4 81人以上 2 41人以上60人以下 5 20人以下 3 61人以上80人以下
サービス費	平均工賃月額区分 1 4万5千円以上 6 1万5千円以上2万円未満 2 3万5千円以上4万5千円未満 7 1万円以上1万5千円未満 3 3万円以上3万5千円未満 8 1万円未満 4 2万5千円以上3万円未満 9 なし(経過措置対象) 5 2万円以上2万5千円未満

(I) ・ (II) ・ (III)	支払工賃 額の状況	月	4	5	6	7	8	9	10	11	
		工賃総額(円)									
		延べ利用者数									
		開所日数									
		月	12	1	2	3	計				
		工賃総額(円)									
		延べ利用者数									
		開所日数									
								平均工賃月額①			
										円	
						重度障害者支援体制加算(I) を算定している場合 (①+2000円)					
								円			
サ ー ビ ス 費 (VI) (IV) (V)	ピアサポーターの配置		有 ・ 無								

注1 就労継続支援B型サービス費 (I) 又は就労継続支援B型サービス費 (II)、就労継続支援B型サービス費 (III) を

算定する場合は、平均工賃月額区分及び前年度の工賃支払対象者数・支払工賃額の状況を記載すること。

注2 重度者支援体制加算 (I) を算定している場合は、平均工賃月額に2千円を加える。

注3 平均工賃月額区分「なし (経過措置対象)」は、指定を受けてから1年間を経過していない事業所が選択する。

注4 就労継続支援B型サービス費 (IV) 又は就労継続支援B型サービス費 (V)、就労継続支援B型サービス費 (VI) を

算定する場合は、ピアサポーターの配置の有無を記載すること。

なお、ピアサポーターを配置している場合は、別添「ピアサポーター等の配置に関する届出書」を提出すること。

別紙40に係る根拠資料<参考例>

(単位:円)

㊦生産活動に係る事業の収入	
㊧生産活動に係る事業の経費(工賃は除く)	
㊨差額(㊦-㊧)	0
㊩支払工賃総額	
㊪最終損益(㊨-㊩)	0

*別紙40の支払工賃総額の合計欄と同額以上

※

- ・原則として、工賃は生産活動に係る事業の収入(㊦)から生産活動にかかる事業に必要な経費(利用者に支払う工賃を除く)(㊧)を控除した額に相当する金額(㊨)を支払うことに留意すること。(㊨=㊩となる)
- ・生産活動に係る事業の収益額(㊨)より、支払工賃総額(㊩)が大きい場合、生産活動以外の資金(事業所運営に係る会計等)を流用していることになり指定基準を満たさないこととなります。
- ・やむを得ず工賃の支払いに事業所運営に係る会計等(事業所の持ち出しや訓練等給付費等)を充てた場合は、基本報酬を算定するうえで支払工賃額(㊩)に含めることはできないので除外して下さい。

ピアサポーター等の配置に関する届出書

事業所・施設の名称				
サービス費区分	1. 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ) 2. 就労継続支援B型サービス費(Ⅴ) 3. 就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)			
2 障害者ピアサポート研修(これに準ずる研修を含む)を修了した職員	＜障害者又は障害者であった者＞			
	職種	氏名	研修の実施主体及び委託先等の名称	修了した研修の名称
	＜その他の職員＞			
	職種	氏名	研修の実施主体及び委託先等の名称	修了した研修の名称

- 備考1 「サービス費区分」欄については、該当する番号に○を付してください。
- 2 研修を修了した職員は、＜障害者又は障害者であった者＞及び＜その他の職員＞をそれぞれ配置すること。ただし、令和6年3月31日までは＜その他の職員＞が配置されていなくても算定可能。
- 3 ＜障害者又は障害者であった者＞の職種は、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員その他の利用者とともに就労や生産活動に参加する者であること。
＜その他の職員＞の職種の限定はないが、ピアサポーターの活用について十分に知悉しており、就労継続支援B型事業所におけるピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者であること。
- 4 修了した研修の名称欄は「地域生活支援事業の障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修」等と具体的に記載。
- 5 受講した研修の実施要綱、カリキュラム及び研修を修了したことを証明する書類等を添付すること。

就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

事業所名				
利用者数区分	1 20人以下	就労定着率区分	1 就労定着率が9割5分以上	
	2 21人以上40人以下		2 就労定着率が9割以上9割5分未満	
3 41人以上		3 就労定着率が8割以上9割未満	4 就労定着率が7割以上8割未満	
		5 就労定着率が5割以上7割未満	6 就労定着率が3割以上5割未満	
		7 就労定着率が3割未満		
就労定着率区分の状況	① 過去3年間における就労定着支援の総利用者数		② ①のうち前年度末時点の就労継続者数	
	人		人	
	就労定着率 (②÷①)			
				%
新規指定の場合(※起算日は指定を受ける前月末日)				
過去1年間就職者数		人	指定を受ける前月末日の 就労継続者数(④)	
過去2年間就職者数		人	人	
過去3年間就職者数		人	就労定着率 (④÷③)	
合計(③)		人	%	

注 就労継続者の状況は、別添1「就労継続者の状況(就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書)」又は別添2「就労継続者の状況(就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書)(新規指定の場合)」を提出すること。

就労継続者の状況
(就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書)

前年度末における 就労継続者数	
--------------------	--

【過去3年間における就労定着支援の利用者数】

No.	氏名	就職日(年月日)	就職先事業所名	就労定着支援の利用 開始日(年月日)	前年度末時点の 継続状況
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

注1 前年度末時点の継続状況には、就労が継続している場合には「継続」、離職している場合には「離職」と記入。

注2 行が足りない場合は適宜追加して記入。

就労継続者の状況
(就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書)
(新規指定の場合)

指定を受ける 前月末日の 就労継続者数	
---------------------------	--

【過去3年間における一般就労への移行者数】

	氏名	就職日(年月日)	就職先事業所名	指定を受ける 前月末日の継続状況
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

注1 指定を受ける前月末日時点の継続状況には、就労が継続している場合には「継続」、離職している場合には「離職」と記入。
注2 行が足りない場合は適宜追加して記入。

就労定着実績体制加算に関する届出書

①	前年度において42月以上78月未満の期間継続して就労している又は就労していた者の数	人
②	過去6年間の就労定着支援の終了者	人
③	過去6年間の就労定着支援の終了者のうち前年度において42月以上78月未満の期間継続して就労している又は就労していた者の割合(①÷②)	%

【過去6年間における就労定着支援の利用者数】

	氏名	就職日(年月日)	就職先事業所名	就労定着支援の利用開始日(年月日)	就労定着支援の終了日(年月日)	前年度における継続期間
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

注1 前年度における継続期間には、障害者の就労継続期間を月単位で記載すること。なお、前年度の4月において78月以上就労が継続している者は実績の対象とはならない。
 注2 新規指定の事業所は当該加算を算定することができないことに留意。
 注3 行が足りない場合は適宜追加して記載。

精神障害者地域移行特別加算に関する届出書

事業所・施設の名称	
1 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了
2 運営規程に定める障害者の種類	身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 難病患者等
3 有資格者の配置	① 社会福祉士 … 人 ② 精神保健福祉士 … 人 ③ 公認心理師等 … 人

- 注 1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。
- 2 指定障害福祉サービス基準第135条、第171条において準用する第89条、第211条の3（第213条の11で準用する場合を含む）又は第213条の19に規定する運営規程を別途添付してください。
- 3 公認心理師等には、「心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者」を含む。
- 4 従業者が有する資格について、当該資格を証する書類の写しを添付してください。

常勤看護職員等配置加算・看護職員配置加算に関する届出書

事業所・施設の名称				
異動区分	1 新規	2 継続	3 変更	4 終了
サービスの種類 算定する加算の区分	1 生活介護	常勤看護職員等配置加算		
	2 短期入所	常勤看護職員等配置加算		
	3 生活訓練	看護職員配置加算（Ⅰ）		
	4 宿泊型自立訓練	看護職員配置加算（Ⅱ）		
	5 共同生活援助	看護職員配置加算		
看護職員の配置状況 (常勤換算)	保健師	人	加算区分 1 } 2 } 3 } 4 } ⇒ 合計1人以上	該当 . 非該当
	看護師	人		
	准看護師	人		
看護職員の必要数 (共同生活援助のみ)	前年度の平均 利用者数	人	加算区分 5 ⇒ 合計1人以上 かつ 左の必要数以上	該当 . 非該当
	利用者数を 20で除した数 (必要数)	人		
添付書類	1. 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 2. 看護職員の資格を証する書類の写し			

注1 生活介護に係る加算を算定する事業所において、複数のサービス単位を設定している場合、加算を算定するサービス単位ごとに本書を作成すること。なお、加算の算定にあたっては、サービス単位の利用定員に応じて算定するものとする。

注2 共同生活援助における届出に係る看護職員は、指定障害福祉サービス基準に規定されている常勤換算方法により配置が定められた員数の従業者に加えて配置されている者に限る。

注3 前年度に当該加算を算定しており、新年度も引き続き算定するものとしてこの届出書を提出する場合（共同生活援助の場合は必須）には、「異動区分」欄において「2 継続」に○を付すこと。

夜勤職員加配加算に関する届出書(共同生活援助)

事業所・施設の名称																					
1 異動区分	① 新規	② 変更	③ 終了																		
2 夜勤職員の加配状況	<table border="1"><thead><tr><th>住居の名称</th><th>利用者の数</th><th>夜勤者の加配</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td>有・無</td></tr><tr><td></td><td></td><td>有・無</td></tr><tr><td></td><td></td><td>有・無</td></tr><tr><td></td><td></td><td>有・無</td></tr><tr><td></td><td></td><td>有・無</td></tr></tbody></table>			住居の名称	利用者の数	夜勤者の加配			有・無			有・無			有・無			有・無			有・無
	住居の名称	利用者の数	夜勤者の加配																		
			有・無																		
			有・無																		
			有・無																		
			有・無																		
		有・無																			

備考1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

2 障害福祉サービス基準に定める夜間支援従事者に加えて夜間支援従事者を配置する場合、共同生活住居ごとに配置の有無を記載してください。

体制加算に関する届出書（相談支援事業所）
 （行動障害支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算）

事業所名		
異動区分	1 新規 2 変更 3 終了	
届出項目	1 行動障害支援体制加算(I)	2 (II)
	1 要医療児者支援体制加算(I)	2 (II)
	1 精神障害者支援体制加算(I)	2 (II)
	1 高次脳機能障害支援体制加算(I)	2 (II)

【行動障害支援体制加算】

① 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置している。 <input type="text" value="修了者名"/>	有・無
② 研修修了者を配置している旨を公表している。 <input type="text" value="公表の方法"/>	有・無
③ 研修修了者が強度行動障害児者（※）に対して直近6月以内において計画相談支援又は障害児相談支援のいずれかを実施している。 ※区分3以上かつ行動障害関連項目が10点以上の者（障害児の場合、児基準が20点以上の者）	有・無

【要医療児者支援体制加算】

① 医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置している。 <input type="text" value="修了者名"/>	有・無
② 研修修了者を配置している旨を公表している。 <input type="text" value="公表の方法"/>	有・無
③ 研修修了者が医療的ケア児者（※）に対して直近6月以内において計画相談支援又は障害児相談支援のいずれかを実施している。 ※スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者	有・無

【精神障害者支援体制加算】

① 精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置している。 <input type="text" value="修了者名"/>	有・無
② 研修修了者を配置している旨を公表している。 <input type="text" value="公表の方法"/>	有・無
③ 研修修了者が精神障害者又は精神に障害のある児童に対して直近6月以内において計画相談支援又は障害児相談支援のいずれかを実施している。	有・無
④ 利用者が通院又は利用する病院等又は訪問看護事業所（療養生活継続支援加算を算定又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしているもの）における保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されている。 <input type="text" value="連携先病院等の名称"/>	有・無

【高次脳機能障害支援体制加算】

① 高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置している。 <input type="text" value="修了者名"/>	有・無
② 研修修了者を配置している旨を公表している。 <input type="text" value="公表の方法"/>	有・無
③ 研修修了者が高次脳機能障害児者に対して直近6月以内において計画相談支援又は障害児相談支援のいずれかを実施している。	有・無

※ 根拠となる修了証の写しを別途添付すること。
 ※ 当該届出様式は標準様式とする。

医療的ケア対応支援加算に関する届出書

事業所・施設の名称				
1 異動区分	① 新規	② 変更	③ 終了	
2 看護職員の配置状況		常勤	非常勤	合計
	実人員	人	人	人
	常勤換算方法 による員数	人	人	Ⓐ 人
3 利用者の数	前年度の利用者の平均 <input type="text"/> 人			

備考1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

2 届出に係る看護職員は、指定障害福祉サービス基準に規定されている常勤換算方法により配置が定められた員数の従業者に加えて配置されている者に限る。

医療連携体制加算(Ⅶ)に関する届出書

事業所番号			
事業所の名称			
事業所所在地			
異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
支援対象者	人		
看護師の配置状況(事業所の職員として看護師を確保している場合)	1	配置する看護師の数(人)	
	2	他事業所との併任	有 ・ 無
訪問看護ステーション等との提携状況(訪問看護ステーション等との連携により看護師を確保している場合)	1	訪問看護ステーション等の名称	
	2	訪問看護ステーション等の所在地	
	3	確保する看護師の数(人)	
看護師の勤務状況			
その他の体制の整備状況	1	看護師に24時間常時連絡できる体制を整備している。	有 ・ 無
	2	重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得る体制を整備している。	有 ・ 無

注1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

注2 看護師1人につき、算定可能な利用者は20人までです。

注3 「看護師の勤務状況」欄は、本届出を行う事業所における看護師の勤務状況を記載してください(例1:毎週金曜日、10:00~12:00 例2:月3回、1回当たり1時間)。

注4 事業所の職員として看護師を確保している場合については、看護師であることを証明する資格証等の写しを添付してください。

注5 病院・診療所・訪問看護ステーション等との連携により看護師を確保している場合については、病院・診療所・訪問看護ステーション等との契約書等の写しを添付してください。

注6 重度化した場合における対応に関する指針を添付してください。

(別紙53)

年 月 日

居住支援連携体制加算に関する届出書

事業所番号		
事業所の名称		
事業所所在地		
異動区分	1 新規 2 変更 3 終了	
居住支援法人又は居住支援協議会との連携状況	1	居住支援法人又は居住支援協議会の名称
	2	居住支援法人又は居住支援協議会の所在地

注1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

注2 居住支援法人又は居住支援協議会との連携の計画等を示す文書を添付してください。

就労移行支援体制加算に関する届出書

前年度における 就労定着者の数	人
--------------------	---

基本報酬の算定区分	1 評価点が170点以上 2 評価点が150点以上170点未満 3 評価点が130点以上150点未満 4 評価点が105点以上130点未満 5 評価点が80点以上105点未満 6 評価点が60点以上80点未満 7 評価点が60点未満
-----------	--

	氏名	就職日(年月日)	就職先事業所名	前年度において6月 に達した日(年月日)	届出時点の継続状況
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

注1 就労定着者とは、就労継続支援A型等を受けた後、就労し、当該年度の前年度において就労継続している期間が6月に達した者（就労定着者という。）をいう。なお、就労とは企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、他の就労継続支援A型事業所の利用者として移行は除く。

注2 届出時点の継続状況には、就労が継続している場合には「継続」、離職している場合には「離職」と記入。

注3 加算単位数は前年度の就労定着者の数に当該年度の利用定員及び基本報酬の算定区分に応じた所定単位数を乗じて得た単位数を加算することとなる。

注4 行が足りない場合は適宜追加して記載。

主任相談支援専門員配置加算に関する届出書

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ) 2 (Ⅱ)
4 修了者名	
5 公表の有無	有 ・ 無
6 公表の方法	

① 基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターと一体的営している又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定(障害児)相談支援事業所である。	有 ・ 無
② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等をとした会議を定期的に行っている。	有 ・ 無
③ 当該指定特定(障害児)相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施している。	有 ・ 無
④ 当該指定特定(障害児)相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対し、地くり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援援助技術の向上等を目的として指導、助言を行っている。	有 ・ 無
⑤ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施している。	有 ・ 無
⑥ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等について協力している。 (市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の機関が実施する取組について協力している。)	有 ・ 無
⑦ 他の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対して上記②～④に該当する業務を実施している。 (主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)においては任意。ただし、その場合であっても、自事業所に他職員が配置されていない等、②～④を自事業所内で実施することが困難な場合は必須。)	有 ・ 無

注 根拠となる修了証の写し、会議録、各種取組に関する記録等を別途添付すること。

(審査要領)

- ・主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)については、①～⑤、⑦がすべて「有」の場合算定可。
- ・主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)については、②～④、⑥がすべて「有」の場合算定可。
ただし、自事業所での実施が困難と判断される場合は、⑦が「有」の場合に限り、②～④は「無」であってもよい。